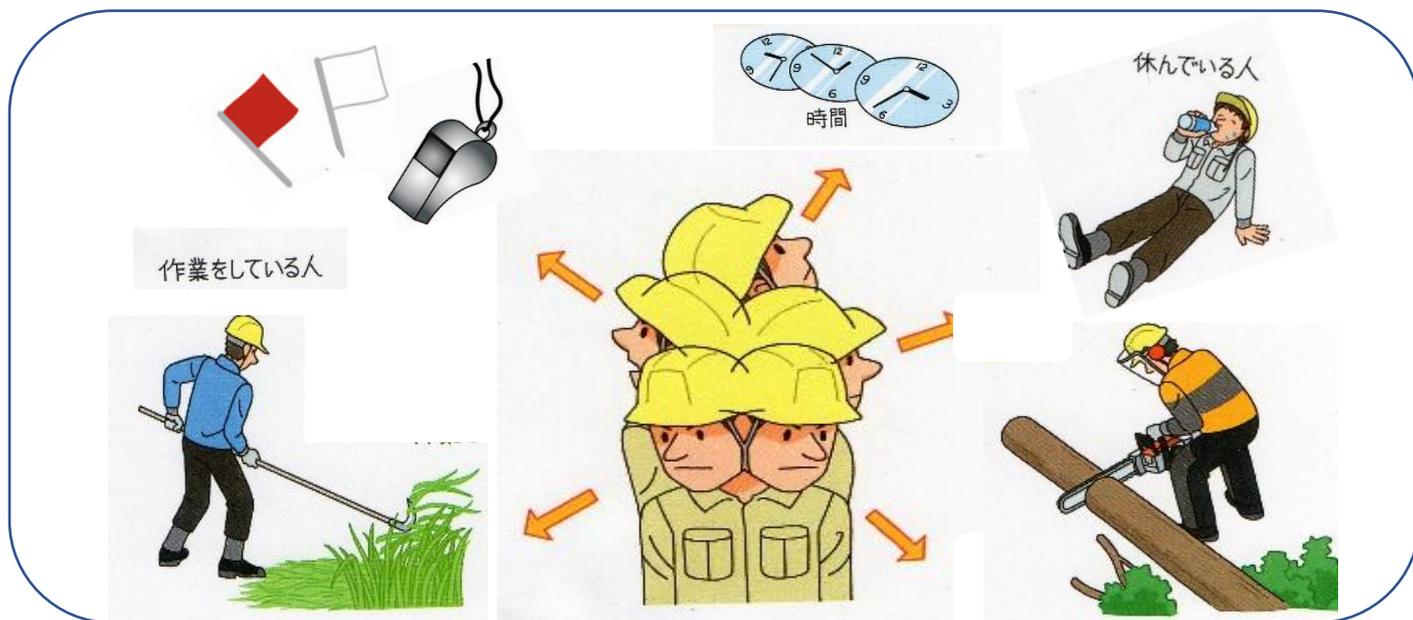


**安全監視員は、作業場所の状況を常に監視し、適切な指示を出す事で作業者が安全に作業できるように努める。**

- <1> 安全監視員は、必ず規定の腕章を付け、安全監視業務に専念する。  
(安全監視員は、作業してはならない。)
- <2> 安全監視員は、伐倒作業及び玉切り作業において、作業者同士が上下の位置関係(上下作業)にならないように監視し、適切な指示を行う。
- <3> 伐倒作業において、伐倒者により伐倒方向が定まった時点において、危険範囲内(伐倒木の樹高の2倍の範囲内)及び下方向に人がいない事を確認し(伐倒者とのダブルチェック)、白旗により伐倒者に知らせる。
- <4> 安全監視員は、危険区域内に人がいる場合は、退去を指示する。
- <5> 伐倒方向に道路などがある場合、安全監視員は、通行人及び通行車両への影響を確認し、必要があれば通行停止等の指示を行う。
- <6> 伐倒者が追い口の切込み体制に入り、伐倒者による伐倒合図の笛(ピッピッ)が鳴ったら、周囲への再徹底のため伐倒予告の笛を吹くと共に伐採者に向けて白旗を振ること。なお、中止の場合は、赤旗を大きく振り伐採中止を指示する。
- <7> 休憩・休息を定期的にとるため、安全監視員は必要な合図、指示を行う。  
※ 安全監視員については経験豊富な人財を選任する。



※各イラストは「森づくり安全技術・技能全国推進協議会発行：森づくり安全技術マニュアル」より承諾を得て使用させて頂きました。ありがとうございました。  
※なお、今回の安全に関する掲載内容は2019年3月号のリメイク版です。